

子どもたちの食の権利を保障する 学校給食を

4月19日、鳩ヶ谷公民館を会場に学校給食を考える会の総会がおこなわれ「子どもたちの食の権利を保障する学校給食とは」として福嶋尚子千葉工業大准教授が講演しました。



学校給食は当たり前に行われているように考えてしまいがちですが、全国では小学校においても、中学校においても完全給食＝(パンまたは米飯、ミルク及びおかず)が全校で実施されているわけではありません。特に中学校においては10万人に相当する学校において完全給食が実施されていません。

そうしたなか、小学校においては「学校給食費の抜本的な負担軽減」として国が予算化、川口市においても、基準の月5200円を超える分は川口市が負担をすることで「無償化」が実施されています。

子どもたちやその親の食事状況の調査によると、学校給食があることで子どもたちが1日3食をとることができていることがわかります。学校給食が実施され、なおかつ無償であることで子どもたちの食の権利を保障することができるといえます。さらには、今後、「無償化」によっておこる様々な影響について注視しなければなりません。基準額にあわせて食材料費を下げたり、基準額そのものを下げるということもあり得ます。地域の食材の金額にもあわせて基準額を引き上げることなども重要です。

日本共産党川口市議団としては、本来、日本国憲法に基づき、国が中学校の給食についても早急に無償化すべきと考えますが、川口市独自にでも中学校の学校給食無償化をすることで、川口市の中学生やその家庭にとっておおいに良い影響をもたらすものと考えます。

2026年5月3日 No.1835

日本共産党川口市議会議員団

川口市前川 2-28-10
TEL.267-8411 FAX.261-3528
<https://www.kawaguchi-jcp.jp/>



新川口

金子ゆきひろ 松本さちえ 板橋ひろみ ふじしまともこ

6月定例市議会のお知らせ

令和8年6月定例会—6月5日(金)の午前10時から開会予定

日本共産党市議団は、憲法を市政に生かし
市民が主人公のまちづくり実現に向けがんばります。
みなさんのご意見・ご要望をお寄せください。

議 会 日 程	開会／6月5日(金)
	一般質問／6月16日(火)から6月22日(月)
	常任委員会(総務・建設消防)／6月24日(水)
	常任委員会(福祉保健・環境経済文教)／6月25日(木)
	閉会／6月30日(火)

※それぞれ午前10時から開会する予定となっております。

※日程は予定であり、変更となる場合もあります。なお、正式な日程は、6月2日(火)に開催が予定されております議会運営委員会で協議されます。

※本会議・委員会はいつでも傍聴できます。本会議は傍聴受付(第一本庁舎8階)に、委員会は議会事務局(第一本庁舎7階)に、当日お越しください。
本会議の審議の様子は、インターネット中継でもご覧いただけます。

5月の無料法律相談

◎日時／5月12日(火)18時～

◎会場／日本共産党埼玉南部地区委員会事務所2階
川口市前川2-28-10 電話048-267-8411

事前に電話予約の上、お越しください。なお、申し込みの際は氏名、電話番号をお伝えください。当日は筆記用具などご持参ください。

主催：日本共産党川口市議会議員団

教育のつどい in 川口 “私たちは共に生きている” に参加

川口市教職員組合が主催する教育のつどいが、4月25日に青木会館を会場に開催され日本共産党川口市議団も参加してきました。学校の教員をはじめ市内外から会場いっぱい到大勢の人が参加しました。

最初に大東文化大学特任教授の渡辺雅之さんが問題提起で、川口市内などを中心にクルド人へのヘイトスピーチが頻りに繰り返されている現状について、圧倒的多数である日本人がマイノリティ(少数者)である外国籍住民に「出ていけ」「国に帰れ」などの差別を周辺に呼びかけるものは「ヘイトスピーチ」であると断じたうえで、インターネット上ではデマ・フェイクが溢れ、行政による制度的な差別や日常生活にある文化的差別の実例などをヘイトスピーチの実際の映像を交え、差別の扇動が作り上げられていく無自覚の攻撃や偏見についてお話がありました。

渡辺氏は、県内各地の中学校や高校で子どもたちに人権について話をする機会も多い中で、日本に住む外国籍の子どもたちのルーツについて本人が自覚することは生きていくうえで必要な教育であることや、特定の国の出身という理由で差別を受けることは許されないこと、そして人権は外国人の問題ではなく人間の歴史の中で女性の権利、子どもの権利などが進められてきていて、世界は差別をなくそうという方向に動いていると希望も示していました。

現場からの報告では、昨年まで市内の学校で日本語指導教室の教員をしていた先生からは教員の配置基準が全く足りていない現状を、そして市内の小学校でクラス担任をしている教員からは本来、外国籍の子がクラスにいるのは素敵なことなのに、今のクラス内に日本語が全くわからない子どもが2～3人いると、その子がわからないまま授業を進めざるを得ない、そして子どもたち同士の関係性も友達ではなくお世話する人とされる人という関係になってしまいクラスづくりの大変さも報告がされました。

参加者からは、ヘイトスピーチで心が壊れてしまう子がいるのではないかと、ほかに日本語ボランティアをする方から、日本語ゼロレベルの大人への公的な支援策を求める発言もありました。

主催者からは、今後もこうした学びの場を持っていきたいとの思いも語られるつどいとなりました。

知っ得情報

令和8年5月 市営住宅入居者募集

5月1日(金)から21日(木)まで(5月21日(木)の消印有効)

市営住宅の募集は、年に3回、募集月(原則として5月、9月、12月)に「市営住宅入居者募集のしおり」を以下の場所で配布されます。同封の申込書に必要事項を記入の上、申し込みください(随時募集ではありません)。受付方法は原則郵送とし、各募集月の21日が締め切り(消印有効)となります。

【お問い合わせ先】

埼玉県住宅供給公社市町村営住宅課 電話 048(829)2878

●「入居者募集のしおり」の配布場所について

第一本庁舎2階総合案内、第二本庁舎2階総合案内
川口市営住宅入居サービスセンター(第一本庁舎2階)
第三庁舎1階ロビー、2階生活福祉課、市内各支所(新郷、神根、芝、安行、鳩ヶ谷)
各駅前行政センター(川口、東川口)、鳩ヶ谷庁舎1階受付

●市営住宅入居者の収入基準について

市営住宅には収入基準が設けられています。入居しようとする世帯全員(内縁関係、パートナーシップ関係にある方および婚約者を含む)の合計所得額が、次の収入基準額の範囲内であればなりません。

【市営住宅の収入月額】

一般世帯:158,000円以下 高齢者・障害者等の世帯:214,000円以下

【改良住宅の収入月額】

一般世帯:114,000円以下 高齢者・障害者等の世帯:139,000円以下

※1 収入月額とは、世帯全員の年間収入金額から所得控除、親族控除、特別控除などを差し引き、残った額を12(12カ月)で割った額のこと。

※2 住宅名義人もしくは同居者の中に次に該当する方がいる世帯は収入月額が「158,000円以下(114,000円以下)」から「214,000円以下(139,000円以下)」に緩和されます。

- ① 入居者または同居者が障害である場合
- ② 入居者が満60歳以上の方で、かつ、同居者全員が満60歳以上、または、18歳未満の方である場合
- ③ 同居者に小学校就学前の方がいる場合
- ④ 単身住宅へ申込み60歳以上の方
- ⑤ その他